

【35 解説文】 京目村等人民不穩事件内申案

(明治十六年：一八八三) (B)

(表紙)

「明治十六年 二号
全 十七年

(朱印)

永年保存

管内 雑事

(朱書)

「庶務部」

十二月二十八日発

明治十六年十二月廿七日

一等属 山内信実 (印)

令 (印) (楫取)

大書記官

庶務課

警部長 (印)

常務係 (印) (印)

警察本署 (印) (印) (印)

(印) 調査係 (印) (印) (印)

京目村外数村人民不穩事件鎮定

二付内務省へ御内申案

管下西群馬郡京目村外数村ノ小民

〈管下西群馬郡京目村外数村の小民〉

嘯集及第三期地稅延納出願等二付、

〈嘯集 (しようしゅう) 及び第三期地稅延納出願等に付〉

不穩之景況、客月廿九日及本月六日・全

〈不穩の景況、客月 (かくげつ) 二十九日及び本月六日・同〉

十三日附ヲ以及二内申ニ置候処、去ル十一

〈十三日附けを以 (もつ) て内申に及び置き候処、去る十一〉

日ヨリ警部及巡查数名ヲ、全郡日高村へ

〈日ヨリ警部及び巡查数名を、同郡日高村へ〉

出張セシメ置候処、其間、動モスレハ小民集

〈出張せしめ置き候処、其 (そ) の間、動もすれば小民集〉

(朱書) 「計画」

合ノ拳動ヲナシ、或ハ碓氷郡板鼻駅内処

〈合の計画をなし、或 (ある) いは碓氷郡板鼻駅内処〉

々々へ、全駅外三ヶ村ノ名義ヲ以金融梗塞

〈々々へ、同駅外三か村の名義を以て金融梗塞（こうそく）〉

二付、儉素ノ方法協議ノタメ、本駅称名寺へ

〈に付、儉素（けんそ）の方法協議のため、本駅称名寺へ〉

集合可レ致旨云々記載シタル貼紙ヲナシタル

〈集合致すべき旨云々（うんぬん）記載したる貼り紙をなしたる〉

儀等有レ之、右ハ畢竟一二奸徒力細民教

〈儀等これ有り、右は畢竟（ひつきよう）一二奸徒（かんと）が細民教〉

二出タル

唆ノ所為ニ候処、前陳警察官吏力日夜

〈唆（きようさ）に出たる所為（しよい）に候処、前陳（ぜんちん）警察官吏が日夜〉

巡邏、専ラ警戒ニ注意候ヨリ、渠等ニ於テモ

〈巡邏（じゅんら）、専（もっぱ）ら警戒に注意候より、渠等（かれら）に於いても〉

終ニ其集合ノ計画ヲ果スノ機会ヲ失ヒ、

〈終（つい）に其の集合の計画を果たすの機会を失い、〉

全ク解散シ、且納租之義モ漸ク完納ニ

〈全ク解散し、且（か）つ納租の義も漸（ようや）く完納に〉

及ヒ（一二不納者アルモ全ク貧民ニシテ、此集合ノ挙動ニ

関係ヲ有セサルモノナリ）

〈及び（一二不納者あるも全ク貧民にして、此の集合の挙動に
関係を有せざるものなり）〉

不穩之事件始テ鎮静ニ及候ニ付、去ル廿四

〈不穩の事件始めて鎮静に及び候に付、去る二十四〉

日、兼テ出張セシメ置候警察官一同帰

〈日、兼ねて出張せしめ置き候警察官一同帰〉

（朱書）「引揚ケ」

序為レ致候条、不ニ取敢ニ此段内申候也

〈引き揚げ候条、取り敢（あ）えず此（こ）の段内申候也〉

年 月 日

群馬県令

内務卿 殿

親展